

第 26 回 喜多方市農業委員会総会議事録

1 開催の日時及び場所

日 時 令和 5 年 1 月 23 日 (月) 午後 2 時 30 分
会 場 喜多方プラザ 小ホール

2 委員定数 19 名

3 本日の総会に出席した委員

会 長 19 番 京野 貞夫

会長職務代理者 18 番 齋藤 澄子

委 員

1 番 高橋 忠一	2 番 高野 進	3 番 渡部 清孝
4 番 小沢 勝則	5 番 武藤 常雄	6 番 二瓶 崇
7 番 菊地 貴	8 番 山口 久人	9 番 大津 康男
10 番 小林千代松	11 番 平田 恭一	12 番 木戸 賢治
13 番 木村富士男	14 番 小林 博行	15 番 菅井 大輔
16 番 岩崎 茂治	17 番 佐藤 光伸	

4. 本日の総会に欠席通告した委員

なし

5. 本日の総会に遅参通告した委員

なし

6 本日の総会で報告される事項は次のとおり

報告第 56 号 会務報告について

報告第 57 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

7 本日の総会に提案される議案は次のとおり

議案第 128 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 129 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 130 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 131 号 農業振興地域整備計画の変更（案）について

議案第 132 号 農用地利用集積計画について

議案第 133 号 農用地利用配分計画（案）について

議案第 134 号 賃借料情報の提供について

議案第 135 号 農作業料金基準額について

8 農業委員会事務局職員

事務局長 岩 下 正 勝

次長兼農地係長 誼 高 文 信

農政係長 大 竹 秀 樹

熱塩加納総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 事 湯 浅 惣 太

塩川総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 査 佐 藤 崇 史

山都総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

副主任主査 折 笠 成 子

高郷総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

副主任主査 小 林 さおり

9. 会議の概要

○会長（あいさつ）

今程は全体会ということで、大変ご苦勞様でございました。地域計画の策定に向け、容易ではないわけですが、それぞれ情報を共有して、関係機関との連携のもと進めて行きたいと思っております。なお、いろいろ事務局にも相談があるかと思っておりますが、地区調整会議等もありますので、その際に皆様からのご意見、ご質問などを頂戴したいと思っております。本日は、第26回総会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

本日の総会には、報告2件、議案8件を予定しております。皆様方のご協力をいただき、スムーズに進めさせていただくことをお願い申し上げます、ごあいさつに代えさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

（開 会）

○議長

欠席委員は、おりません。

定足数に達しておりますので、これより第26回喜多方市農業委員会総会を開会いたします。

○議長

会期は、本日一日間とすることにご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日間と決しました。

○議長

議事録署名委員は、議長より指名してご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議事録署名委員には、13番 木村富士男委員、14番 小林 博行委員を指名いたします。

(報告事項)

○議長

はじめに、「報告第56号 会務報告について」、「報告第57号 農地法第18条第6項の規定による通知について」の報告事項を議題といたします。

事務局より一括して内容の報告をさせます。

報告第56号 会務報告について

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

報告第57号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○事務局

〔22件を朗読、説明。〕

○議長

ありがとうございました。

それではここで、報告第56号及び報告第57号の報告事項について、ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※ (なしの声あり)

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。報告第56号及び報告第57号は、事務局報告のとおり了承することにご異議ございませんか。

※ (異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、報告第56号及び報告第57号は了承することにしました。

(議案審議)

○議長

議案審議に入ります。

「議案第128号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」
を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

[権利設定3件、所有権移転6件を朗読、説明。]

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

権利設定のNo.1、No.2については、1番 高橋忠一委員、No.3については、7番 菊地貴委員所有権移転のNo.1については、1番 高橋忠一委員、No.2については、16番 岩崎茂治委員、No.3、No.4については、6番 二瓶崇委員、No.5については、14番 小林博行委員、No.6については、17番 佐藤光伸委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○高橋忠一委員

[権利設定のNo.1、No.2について、現地調査の結果並びに補足説明]

1番高橋です。農地法第3条権利設定について、ご報告させていただきます。案件No.1、No.2共に被設定人が〇〇〇さんで同人ですので、併せて報告させていただきます。去る1月7日午後2時より被設定人の〇〇〇氏立ち会いのもと、現地調査並びに聞き取り調査を行いました。設定人の〇〇〇さん、〇〇〇さんは都合により欠席です。現地は、〇〇〇氏宅の北側に位置しており、自作地と隣接し、作業効率が高められるた

め借り受けることになったそうです。結果、その様なことも含めまして、本申請に伴う権利の取得については周辺農地に支障を及ぼすことはなく、適正に管理されるものと判断いたしました。なお、当日は積雪もあり畔の形で田だなということで見て来ましたのでご了承いただきたいと思えます。以上です。

○菊地貴委員

〔権利設定のNo. 3 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

7番菊地です。農地法第3条権利設定案件No. 3 について、説明させていただきます。権利の設定内容は使用貸借権の設定です。去る1月12日 15時30分頃より現地調査並びに聞き取り調査を行いました。申請地は農振地域にありまして、積雪のため詳細は確認出来ませんでした。前作は地目田においては水田としており、畑においてはそばを作付けされておりました。賃借人の自宅は申請地から約5分のところにあり、現在耕作している圃場と隣接し、作業効率が高められるため、田においては水稲、畑においてはそばを作付けする予定とおっしゃっておられました。また、息子さんもサラリーマンの傍ら農作業に従事しておりますことから、権利取得において周辺農地に支障を及ぼすことなく、適正な管理がなされるものと判断いたしました。以上です。

○高橋忠一委員

〔所有権移転のNo. 1 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

1番高橋です。続きまして、農地法第3条所有権移転案件No. 1 について、ご報告いたします。去る1月7日午前10時より行政書士の〇〇〇氏立ち会いのもと、現地調査並びに聞き取り調査を行いました。譲渡人の〇〇〇さん、譲受人の〇〇〇氏については電話にて聞き取り調査を実施しました。昨年まで水田として〇〇〇さんが耕作しており、稲作をしておりましたので、問題ないと思われれます。譲受人の〇〇〇さんについてもこれから水田として耕作していくことを確認しております。その結果、本申請に伴う権利の取得については周辺農地に支障を及ぼすことなく、

適正な管理がなされるものと判断いたしました。また、当日は積雪があり所在地確認のみをして来ました。以上です。

○岩崎茂治委員

〔所有権移転のNo. 2 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

16番岩崎です。農地法第3条所有権移転案件No. 2 について、ご報告いたします。去る1月6日の午後1時から譲渡人の〇〇〇さんは都合で出席出来ませんでしたので、譲受人の〇〇〇さんに出席をいただきまして、現地調査並びに聞き取り調査を行いました。雪がありましたが、農道は雪がありませんでしたので、現地まで行き現地調査をした上で、その後の〇〇〇さん宅で聞き取り調査を行いました。今まで長年に渡って〇〇〇さんの方で田んぼを受託して耕作しておりましたし、今後についても水田の管理をきちっと行っていくということでありました。特に近隣の水田に迷惑をかけることはないと思われましたので、今後も適正な管理がなされるものと判断いたしました。以上です。

○二瓶崇委員

〔所有権移転のNo. 3、No. 4 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

6番二瓶です。農地法第3条所有権移転案件No. 3 について、ご説明いたします。去る1月8日午前10時より譲渡人〇〇〇さん、譲受人〇〇〇さん立ち会いのもと、現地調査をいたしました。雪はありましたが、確認できる状態でしたので現場にて調査を行いました。当申請地は1枚の田んぼとして管理されており、以前より譲受人の〇〇〇さんが耕作管理している田んぼでありました。よって、今後も今まで同様に適正な管理がなされるものと判断いたしました。

続きまして、案件No. 4 について、ご説明いたします。1月8日午前11時より譲渡人〇〇〇さん立ち会いのもと、現地調査を行いました。譲受人の〇〇〇については欠席でしたので、電話にて聞き取り調査を行いました。雪はほとんどありませんでしたので、現場にて現地調査を行いました。事務局からも説明がありました通り、譲渡人と譲受人は本家、

分家という関係にございまして、分家である譲受人の〇〇〇さんが当申請地を以前より自分の所有地として管理し、家庭菜園として耕作管理しておりました。また、譲渡人の〇〇〇さんが税金関係等を負担しておりました。今般、両家の話し合いで無償贈与することになり、譲受人により今後も昨年まで同様に適正な管理がなされるものと判断いたしました。以上です。

○小林博行委員

〔所有権移転のNo. 5 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

14番小林です。農地法第3条所有権移転案件No. 3 について、ご説明申し上げます。1月8日午後1時45分頃、譲受人の〇〇〇さん宅で贈与の実情と申請地を確認して参りました。〇〇〇さんと〇〇〇さんは兄弟でありまして、現在弟の〇〇〇さんが30年ほど前から実家を継いでおります。その前は、兄の〇〇〇さんが相続して自家におられました。結婚を機に他村に移り、弟の〇〇〇さんが実家に入って畑を耕作しているということでございます。名義人の〇〇〇さんも現在、体調不良となりまして贈与したいということになったということでございます。申請地は自宅と隣接しており、傾斜のある畑でありました。3方は山林に囲まれており、周囲には農地はございませんでした。よって、移転による影響はなく、適正な管理がなされるものと判断いたしました。以上です。

○佐藤光伸委員

〔所有権移転のNo. 6 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

17番佐藤です。農地法第3条所有権移転案件No. 6 について、ご報告いたします。去る1月6日に譲渡人、譲受人に電話で確認をいたしました。譲渡人については、現在〇〇〇市在住で、生まれ故郷に帰る気はないことを確認いたしました。譲受人については、現在まで譲渡人の田んぼを耕作しており、所有権移転についても納得を示しており、何ら問題なく適正な管理がなされるものと判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第128号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第128号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第128号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第129号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

No.1について、8番 山口久人委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○山口久人委員

〔No.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

8番山口です。1月13日午前10時35分頃、申請人の○○○さんと○○

○行政書士事務所の〇〇〇さん、菊地委員、誼高次長と私で現地調査並びに聞き取り調査を行いました。申請人は松陽台に住んでおりますが、今程次長から説明があった通り、申請人の長男は借家住まいで、将来は地元に戻って来るという意思があり、実家で農業をやりたいという意思もあるそうです。外に水田もありますが、地区内の方に頼んでおります。また、周辺は農地であります。顛末書付きの申請で既に建築されていることから、支障を及ぼすことはないと判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第129号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○議長

はい、18番齋藤委員。

○齋藤澄子委員

18番齋藤です。確認ですが、畜舎となっておりますが、何かいるのか。また、住居となっておりますが、誰か住んでいらっしゃるのか、ただ管理しているだけか伺います。

○事務局

畜舎につきましては、現在何も動物は飼っていない状況です。また、居宅につきましても空き家になっており、〇〇〇さんは相続後にこちらの施設等を管理しているという状態です。今回、相続した土地の状況について精査したところ、農地に建物等が建っている状況だということがわかったということです。壊すことも考えたということですが、営農していく上で、また、ご子息達が農業を継続してやって行きたいという要望もあるということであり、居宅も一部が農地にかかったままです。畜舎と作業所とともに残したいとのことから申請に至ったという状況でございます。以上であります。

○議長

齋藤委員よろしいでしょうか。

○齋藤澄子委員

わかりました。

○議長

外にございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第129号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第129号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第130号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔所有権移転4件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました所有権移転のNo.1、No.2、No.3については、7番 菊地貴委員、No.4については、8番 山口久人委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○菊地貴委員

〔所有権移転のNo. 1、No. 2、No. 3について、現地調査の結果並びに補足説明〕

7番菊地です。農地法第5条移転案件No. 1、No. 2、No. 3について、ご報告させていただきます。まず案件No. 1について、ご報告いたします。去る1月13日午前9時20分頃より、山口久人農業委員と私、事務局より誼高次長、譲受人、譲渡人は欠席、代理人大〇〇〇行政書士事務所より〇〇〇さん立ち会いのもと現地調査を行いました。転用の目的は貸駐車場で、同時に申請人所有の貸家への進入路が狭いため、通路の拡張を含めたものです。事務局から説明があったとおり、場所柄も駐車場の需要が見込まれ、既に仮契約があるとのこと。申請地は、西側は市道に面しており、周囲は住宅で、コンクリートブロックに囲まれております。周辺に農地はなく、転用によって生じる支障はなく、問題ないと判断いたしました。続きまして、案件No. 2についてご報告いたします。去る1月13日午前10時頃より、案件No. 1と同じメンバーで、譲渡人、譲受人は欠席、代理人の〇〇〇行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。転用の目的は住居の新築です。申請地は、振興住宅地の一画にあり、区画整理が実施されている土地で、建設予定地は畑2筆、原野1筆が含まれていますが、すべて譲渡人所有のものです。道路、水路ともに整備済で住宅地の中にあり、周辺に農地はなく転用によって生じる支障はなく、問題はないと判断いたしました。続きまして、案件No. 3についてご報告いたします。去る1月13日午前10時20分頃より、同じメンバーで譲渡人の〇〇〇さん、代理人の〇〇〇行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。転用の目的は宅地分譲地で、事務局説明のとおり既に許可済農地に含まれている現況田の原野部分の申請であります。申請地の南側に農地はありますが、申請者の耕作農地であり、また南側にあるため日照等に支障はなく、排水においても西側の道路側溝の排水路へ流すとのことで、他への流入はありません。よって、転用によって生ずる支障は

なく、問題ないと判断いたしました。以上です。

○山口久人委員

〔所有権移転のNo.4について、現地調査の結果並びに補足説明〕

8番山口です。農地法第5条移転案件No.4について、説明申し上げます。1月13日の午前9時40分頃、譲受人、譲渡人の代理人〇〇〇行政書士立ち会いのもと菊地委員、誼高次長、私で現地調査並びに聞き取り調査を行いました。〇〇〇さんの親が喜多方に住んでいるということで、申請地を選んだそうです。申請地の地目は田であります。不耕作地であり、周辺は既に住宅が建っております。取水は上水道、汚水は合併処理浄化槽を設置することであり、周辺の農地に支障は及ぼさないものと判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第130号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第130号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第130号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第131号 農業振興地域整備計画の変更（案）」に

ついて」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔農振計画変更2件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、議案第131号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第131号については、喜多方市に対し異議が無い旨の回答をすることに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第131号については、喜多方市に対し異議が無い旨の回答をすることに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第132号 農用地利用集積計画について」を議題といたします。

なお、本案件中、農用地利用集積計画のNo.34、No.41、No.57、No.69、No.71、No.94を除く案件について、先に事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔No.34、No.41、No.57、No.69、No.71、No.94を除く案件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、議案第132号のNo.34、No.41、No.57、No.69、No.71、No.94を除く案件についてを審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第132号のNo.34、No.41、No.57、No.69、No.71、No.94を除く案件について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第132号のNo.34、No.41、No.57、No.69、No.71、No.94を除く案件については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第132号のNo.34、No.41の案件について」を議題といたします。

なお、本案件につきましては、13番 木村富士男委員に関する案件であり、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限により、木村富士男委員の退席を求めます。

※（13番 木村富士男委員退席）

○議長

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔No.34、No.41の案件について、朗読、説明。〕

○議長

それでは、議案第132号のNo.34、No.41の案件についてを審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第132号のNo.34、No.41の案件について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第132号のNo.34、No.41の案件については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

13番 木村富士男委員の着席を求めます。

（ 13番 木村富士男委員着席 ）

○議長

続きまして、「議案第132号のNo.57、No.69、No.71の案件について」を議題といたします。

なお、本案件につきましては、15番 菅井大輔委員に関する案件であり、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限により、菅井大輔委員の退席を求めます。

※（ 15番 菅井大輔委員退席 ）

○議長

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔No.57、No.69、No.71の案件について、朗読、説明。〕

○議長

それでは、議案第132号のNo.57、No.69、No.71の案件についてを審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第132号のNo.57、No.69、No.71の案件について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第132号のNo.57、No.69、No.71の案件については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

15番 菅井大輔委員の着席を求めます。

（ 15番 菅井大輔委員着席 ）

○議長

続きまして、「議案第132号のNo.94の案件について」を議題といたします。

なお、本案件につきましては、18番 齋藤澄子委員に関する案件であり、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限により、齋藤澄子委員の退席を求めます。

※（ 18番 齋藤澄子委員退席 ）

○議長

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔No.94の案件について、朗読、説明。〕

○議長

それでは、議案第132号のNo.94の案件についてを審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第132号のNo.94の案件について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第132号のNo.94の案件については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

18番 齋藤澄子委員の着席を求めます。

（ 18番 齋藤澄子委員着席 ）

○議長

続きまして、「議案第133号 農用地利用配分計画（案）について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔利用配分計画（案）4件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、議案第133号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第133号については、喜多方市に対し異議が無い旨の回答をすることに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第133号については、喜多方市に対し異議が無い旨の回答をすることに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第134号 賃借料情報の提供について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、12月12日に開催された農政委員会での協議内容の報告があれば、農政委員長より報告をお願いいたします。

○大津康男委員（農政委員長）

〔協議内容の報告〕

9番大津です。第4回の農政委員会を令和4年12月12日に開催をいたしました。協議事項については、賃借料情報（案）ということで協議いたしました。いろいろな意見等が出ましたが、1ヶ所変更しますと全体的にやり直しともなり得るため、（案）のとおりで決定しております。令和4年度のデータ数が877件、今回は1,486件ございましてこのデータを基に平均額を算出しているところでございます。出席者全員の合意により（案）のとおり金額でいこうと結論が出ましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それでは、議案第134号についてを審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思ひます。ございませぬか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第134号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第134号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第135号 農作業料金基準額について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、12月12日に開催された農政委員会での協議内容の報告があれば、農政委員長より報告をお願いいたします。

○大津康男委員（農政委員長）

〔協議内容の報告〕

9番大津です。こちらも同様に12月12日に農政委員会の方で検討いたしました。やはり福島県の諸燃料の小売価格が高騰しており、肥料関係もかなり高騰して来ているということで、全体的に（案）のとおりで金額で上げさせていただいておりますので、今日の農業委員会総会にて承認いただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それでは、議案第135号についてを審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第135号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第135号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

以上で、本総会の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、第26回喜多方市農業委員会総会を閉会といたします。

（閉 会） 1 6 : 0 3